

様式第2号の2（第10条関係）

複製厳禁

琴浦町2024 - 9号

一般廃棄物処分業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
氏名 株式会社 赤碕トランスネット
代表取締役 岡崎 博紀
電話 0858 - 55 - 7289

令和6年3月6日付けで申請のあった一般廃棄物処分業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項並びに琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第10条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和6年3月11日

琴浦町長 福本 まり子



記

- 処分施設の所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
- 事業の種類 一般廃棄物の中間処理
- 許可の期間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- 処分対象品目 廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、がれき類、草 以上6品目
- 許可の条件
 - 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
 - 廃棄物が飛散又は流出しないようにするとともに、悪臭・騒音又は振動によって生活環境の保全上、支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の規定を遵守すること。
 - 処分実績報告書を翌月10日までに提出すること。
 - 許可業者として、適正を欠く行為があった場合は許可を取り消す。